

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	山梨県立宝石美術専門学校
設置者名	山梨県

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	ジュエリー学科 (1学年)	夜・通信	10 単位	3 単位	
	ジュエリー学科 (2学年)	夜・通信	34 単位	3 単位	
	ジュエリー学科 (3学年)	夜・通信	53 単位	3 単位	
	計 97 単位				
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

2022 年は学校 HP に掲載 https://www.pref.yamanashi.jp/houseki/jewelry/gakko/gakka_curriculum.html

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人国立高等専門学校機構を除く。）、社団法人、財団法人、医療法人、社会福祉法人、株式会社、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	山梨県立宝石美術専門学校
設置者名	山梨県

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	山梨県立宝石美術専門学校運営連絡会議
役割	<p>専門学校が教育理念と研磨宝飾業（ジュエリー産業）振興との調和を保ちながら、協議結果を踏まえて、学校運営の改善を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生募集の協力に関すること ・卒業生の就職の促進に関すること ・学校の環境整備に関すること ・その他、必要と認めた事項

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
企業経営者	1年	山梨県水晶宝飾協同組合 理事長
企業経営者	1年	山梨県水晶宝飾協同組合 宝石学校委員会 委員長
企業経営者	1年	山梨県水晶宝飾協同組合 宝石学校委員会 委員
個人事業主	1年	山梨県水晶宝飾協同組合 宝石学校委員会 委員
企業経営者	1年	山梨県水晶宝飾協同組合 宝石学校委員会 委員
企業経営者	1年	山梨県水晶宝飾協同組合 宝石学校委員会 委員
団体役員	1年	山梨県水晶宝飾協同組合 専務理事
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	山梨県立宝石美術専門学校
設置者名	山梨県

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業計画書(シラバス)の作成過程 学則に基づき各科目の担当教員が、カリキュラムに基づく学習項目や授業計画、成績評価の方法等について素案を作成し、校長を議長とする職員会議で審議し決定。 ・ 授業計画書(シラバス)の作成・公表時期 前年度3月に作成し、新年度4月第1週目に配付公表。 	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>「ジュエリー学科 シラバス」の配付(在学生) 学校HPに掲載 https://www.pref.yamanashi.jp/houseki/jewelry/gakko/gakka_curriculum.html</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>学則第10条に基づき、試験、成績の評価及び単位の認定については「単位認定に関する試験、成績評価規程」を定め、当該規定に基づく成績評価の方法、成績評価の基準により学習成果を厳格かつ適正に評価して単位を認定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 成績評価の方法 科目毎にシラバスに記載 (筆記試験、実技試験、小テスト、提出物、学習態度、出席状況) ○ 成績評価の基準 秀、優、良、可、不可の5段階 	

<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ GPA等の客観的な指標の具体的な内容 履修登録した科目毎の成績評価及び学習態度による総合評価を点数化し、「『大学等における修学等の支援に関する法律』」に対応した成績判定を行うための指標の算出方法について」第4に基づき、各科目の単位数を乗じたものを、全ての履修科目について合算し、履修登録した科目の年間総単位数で除した平均点を当該学生の総合評価平均点とする。 ・ 客観的な指標の適切な実施状況（算出方法） 「『大学等における修学等の支援に関する法律』」に対応した成績判定を行うための指標の算出方法について」(別添)により実施する。 	
客観的な指標の算出方法の公表方法	<p>学校 HP に掲載</p> <p>https://www.pref.yamanashi.jp/houseki/jewelry/gakko/gakka_curriculum.html</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業の認定に関する方針の具体的な内容 「山梨県立宝石美術専門学校学則」第 11 条(卒業の要件) 学校を卒業するには、専門課程に3年以上の期間在学し、単位数を選択科目を除いて100 単位以上修得しなければならない。 ・ 卒業の認定に関する方針の適切な実施状況 学則第25条に基づき、3学年後期末の職員会議において、学則第11条により卒業の可否と、学則第12条により卒業証書の授与及び専門士(工業専門課程)の称号の付与について審査し認定する。 	
卒業の認定に関する方針の公表方法	<p>学校 HP に掲載</p> <p>https://www.pref.yamanashi.jp/houseki/jewelry/gakko/gakka.html</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	山梨県立宝石美術専門学校
設置者名	山梨県

1. 財務諸表等 ※国公立の専門学校で法人が設置者でない場合は記載不要

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
工業		専門課程	ジュエリー学科	○	—		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	100 単位時間/単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位	100 単位時間 /単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			100単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
105人		95人	0人	9人	40人	49人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 1年次（基礎） デッサンや塑像を通してものづくりの根幹となる造形力を養う。 2年次（応用） 素材をジュエリーとして形にするためのデザインや制作の方法を学ぶ。 3年次（実践） 実務経験者からの直接指導により多彩な技術と広い視野を身につける。
成績評価の基準・方法
（概要） 成績評価の基準は秀、優、良、可、不可の5段階。成績評価の方法は、筆記試験、実技試験、小テスト、提出物、学習態度、出席状況に基づき評価。
卒業・進級の認定基準
（概要） 学則第8条別表に定める単位数の修得が出来たとき、上位の学年への進級又は卒業を認める。
学修支援等
（概要） 資格試験・検定試験受験のための課外指導

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
24人 (100%)	2人 (8.3%)	19人 (79.2%)	3人 (12.5%)
（主な就職、業界等） ジュエリー産業			
（就職指導内容） 2年次後期の企業研究の実施、ビジネス・マナー講習会の実施、就職相談による個別指導の実施			
（主な学修成果（資格・検定等）） 技能検定2級・3級（貴金属製装身具製作）、山梨県ジュニア・プレジュエリーマスター、 ジュエリーコーディネーター2級検定、リテールマーケティング検定3級 など			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
89人	6人	6.7%
（中途退学の主な理由） 病気療養、体調不良、家庭の事情		
（中退防止・中退者支援のための取組） 学年担当教員による随時の面談、スクールカウンセラーへの相談		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
ジュエリー	169,200円	390,000円	400,000円	県内在住者
ジュエリー	282,000円	390,000円	400,000円	県外在住者
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項） 「山梨県立宝石美術専門学校授業料、入学金及び検定料条例」第6条に基づき、授業料又は入学金の減額又は免除を実施				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.yamanashi.jp/houseki/0518.html		
学校関係者評価の基本方針(実施方法・体制) アンケート調査から学校の教育等の状況について自ら評価を行うため、内部評価委員会を設置して実施するとともに、学校における教育活動等の状況に係る評価について検証するため、学校関係者による学校関係者評価委員会を設置して検証する。その検証結果を踏まえ、次年度に向けて改善目標を立て取り組んでいく。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
山梨県水晶宝飾協同組合 理事長、理事、専務理事(計7名)	1年	宝飾業者 宝飾団体代表者
甲府商工会議所 事務局長	1年	地域経済団体代表者
山梨県立甲府城西高等学校 校長	1年	高等学校校長
山梨県立宝石美術専門学校後援会 会長	1年	保護者
山梨県産業労働部産業振興課 課長	1年	行政機関代表者
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.yamanashi.jp/houseki/0518.html		
第三者による学校評価(任意記載事項) 学校関係者による評価委員会が、学校評価を実施		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.pref.yamanashi.jp/houseki/jewelry/gakko/index.html 学校パンフレットの配付(無料)

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H119210000015
学校名	山梨県立宝石美術専門学校
設置者名	山梨県

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		-	-	-
内 訳	第Ⅰ区分	-	-	-
	第Ⅱ区分	-	-	-
	第Ⅲ区分	-	-	-
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				-
(備考) 「-」欄は該当する人数が1人以上10人以下				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人		
修得単位数が標準単位数の5割以下 （単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下）	0人		
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人		
「警告」の区分に連続して該当	—		
計	—		
(備考) 「—」欄は該当する人数が1人以上10人以下			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑つて認定の効力を失つた者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期	後半期

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)	0人		
GPA等が下位4分の1	—		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人		
計	—		
(備考) 「—」欄は該当する人数が1人以上10人以下			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。